

令和〇年〇月〇日作成

## 第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ部分に勤務等し、出入りする全ての者が守らなければならない。

## 第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

### 1 管理権原者

- (1) 管理権原者は、事業所内の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせる。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。

### 2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行に関する全ての権限を持ち、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 自衛消防の組織に係る事項
- (3) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (4) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (5) 火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
- (6) 防火対象物点検や、消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
- (7) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (8) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (9) 収容人員の適正管理
- (10) 従業員に対する防災教育の実施
- (11) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
- (12) 管理権原者への提案や報告
- (13) 放火防止対策の推進

### 第3 自衛消防隊の編成及び任務等

自衛消防隊長 [ ○○ ○○ ]

	火災発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡担当 ○○ ○○	(1)非常ベルを鳴らす。又は、放送により周知する。 (2)119番に通報する。 (3)到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡に当たる。	○ 情報収集担当とする。 (1)テレビ、ラジオ、インターネット等により情報を収集する。 (2)自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 ○○ ○○	(1)水バケツ、消火器、屋内消火栓等を使用し初期消火する。 (2)天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。	○ 点検担当とする。 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。
避難誘導担当 ○○ ○○	(1)避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導に当たる。 (2)避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力を挙げる。 (3)負傷者・逃げ遅れの確認をする。	○ 火災発生時の任務と同じ。 (1)警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置に就く。 (2)警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
応急救護担当 ○○ ○○	(1)負傷者に対する応急処置 (2)救急隊との連携、情報の提供 (3)負傷者の氏名、負傷程度の記録	○ 応急措置担当とする。 避難通路の確保

#### 第4 休日、夜間の防火管理体制

- (1) 休日、夜間において火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆け付ける。
- (2) 休日、夜間における自衛消防活動は、建物内の者が協力して第3「火災発生時の任務」欄に定める措置を行う。
- (3) 必要な職員に緊急連絡先を周知する。

#### 第5 火災予防上の自主検査

- (1) 火災予防上の自主検査は、別表1・別表2に基づき実施する。
- (2) 別表1については、毎日終業時に実施する。
- (3) 別表2については、年2回（○月・○月）実施する。

#### 第6 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かない。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (4) 火気使用設備器具を使用する場合は周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

#### 第7 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内には段ボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。

#### 第8 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

所有者が一括して点検を実施する〔該当・非該当〕 ←どちらかに○

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を策定し整備する。
- (2) 点検結果の記録は防火管理維持台帳に編冊して、整備し、保存する。
- (3) 点検時以外で不備を発見した場合は、予算措置し、改修する。

点検実施者	〇〇防災設備㈱ TEL000-000-0000	点検 時期	防火対象物点検 ○月
点検実施者	〇〇防災設備㈱ TEL000-000-0000	点検 時期	機器点検○月、○月 総合点検○月

## 第9 地震対策

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施するとともに、ロッカー等の転倒防止措置及び窓ガラスの飛散防止措置を行う。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 周辺事業所と協議し、震災時の応援体制について消火活動及び救助・救護活動等に関する協力体制の確立を図るものとする。
- (4) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
  - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
  - イ 火気使用設備器具の直近にいる従業員等は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
  - ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気使用設備器具等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
- (5) 地震時の活動は、第3「警戒宣言等が発せられた場合の任務」欄の活動を原則とする。
  - ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊長に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる在館者に適切な指示を行う。
  - イ 避難に当たっては、身の安全を確保した後1階ロビーへ避難させる。
  - ウ 在館者を広域避難場所へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
  - エ 要救助者を発見した場合は、自衛消防隊長に知らせるとともに、協力して救助活動を行うものとする。

## 第10 警戒宣言、津波警報等が発せられた場合における対応措置

- 1 警戒宣言が発令された場合の対策
  - (1) 自衛消防の組織

自衛消防隊は、東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令された場合、第3に定める「警戒宣言等が発せられた場合の任務」の欄に示す任務とする。
  - (2) 情報の伝達

防火管理者は、警戒宣言が発令された場合、避難誘導担当者を避難の誘導に必要な場所に配置した上で拡声器等により在館者等により情報を伝達する。
  - (3) 避難誘導

避難誘導担当は、非常口、特別避難階段附室前、曲がり角及び行き止まり等に配置し、避難終了後、速やかに人員点呼を行い、状況を管理権原者へ連絡する。
  - (4) 施設の点検及び整備並びに応急対策
    - ア 点検担当は、防火対象物及び附属設備（看板、装飾塔等）の倒壊、落下及び転倒防止の措置状況を確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。
    - イ 点検担当は、火気使用設備器具等の火災危険について確認し、不備等が認められた場合には、必要な措置を行う。
    - ウ 点検担当は、危険物、劇毒物及び高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検状況を確認し、転倒、落下、浸水などによる出火危険が予測される場合には、必要な措置を行う。
- (5) 地震による被害の防止措置

防火管理者は、地震発生による被害の発生防止措置として、火気使用設備器具等は、原

則使用中止とし、被害拡大防止のための措置を講じる。

(6) 防災訓練の実施

防火管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように訓練を実施するものとする。

(7) 教育及び広報

防火管理者は、警戒宣言が発令された場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるよう教育を実施するとともに、防災意識の啓発を図るための広報活動を行うものとする。

## 2 津波に係る地震対策

### (ア) 津波情報の収集

防火管理者は、地震が発生した場合、ラジオ等を活用し直ちに情報収集を行う。

### (イ) 自衛消防組織

東海地震注意情報の発表又は警戒宣言が発令された場合、第3に定める「警戒宣言等が発せられた場合の任務」の欄に示す任務とする。

### (3) 避難の命令

防火管理者は、(1)により津波に関する情報を受信した場合は、直ちに在館者に伝達するとともに、指定された高所避難場所への避難を命ずる。

### (4) 防災訓練の実施

防火管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、在館者が迅速かつ適切な活動ができるように訓練を実施するものとする。

### (5) 教育及び広報

防火管理者は、津波に関する情報が発せられた場合に、迅速かつ適切な活動ができるよう必要な知識及び技術を高めるために教育を実施するとともに、関係機関から提供される津波発生時の対応に係る資料を活用して防災意識の啓発を図るための広報活動を行う。

## 第11 工事における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行う。
- (2) 防火管理者は、必要に応じ工事に立ち会う。
- (3) 工事人に、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせない。
- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定する。
- (5) 溶接、その他の火気等を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をする。
- (6) 塗装などに危険物を使用する場合は、その都度防火管理者の承認を受ける。
- (7) 放火を防止するために、資器材の整理整頓をする。

## 第12 消防機関への連絡、報告

消防機関へ連絡、報告する事項は次の通りとし、管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を消防計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

- (1) 防火管理者の選任（解任）の届出
- (2) 消防計画の変更の届出
- (3) 防火対象物の用途を変更するときの「防火対象物使用開始届」
- (4) 防火対象物の点検結果を消防機関に報告 1年に1回 ← 該当しない場合削除
- (5) 消防用設備等の点検結果を消防機関に報告 （1年毎・3年毎）
- (6) 改装工事時の「工事中の消防計画」
- (7) 消火、避難訓練を実施する際に「訓練実施計画書」を届け出る
- (8) その他
  - ア 催物の届出
  - イ 火を使用する設備の届出
  - ウ 消防用設備等・特殊消防用設備等の設置の届出

## 第13 統括防火管理者への報告（該当・非該当） ←どちらかに○

防火管理者は、全体についての消防計画で定めている統括防火管理者に報告しなければならない事項が発生したときは、直ちに報告する。

## 第14 防火管理業務の一部委託（有・無） ←どちらかに○

防火管理に関する業務の一部を別表3のとおり委託する。

## 第15 防災教育

- (1) 従業員・新入社員等に別紙1・2の「防災の手引き」を配付し、教育を行う。

対象者	実施者	実施回数	内容等
従業員等	防火管理者	年2回 必要の都度	「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。
新入社員 パート	防火管理者 教育担当者等	採用時 必要の都度	「防災の手引き」を使用して、防災教育を行う。

- (2) その他（該当・非該当） ←どちらかに○

全体についての消防計画に定められている場合、ビル全体で実施する防災教育に参加する。

## 第16 訓練

(1) 防火管理者は次表のとおり訓練を実施する。

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練 総合訓練がビル全体で実施される場合は参加する。	○月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	○月 ○月

(2) その他

ア 総合訓練は、大規模地震を想定した訓練も合わせ実施する。

イ 消火訓練、避難訓練は年2回以上実施する。

ウ 訓練を実施しようとする時は、あらかじめその旨を消防機関に通報する。

## 第17 その他防火管理上必要な事項（該当・非該当）

(1) 防火管理者は、全体についての消防計画が定められている場合、その内容を遵守する。

(2) 必要に応じて緊急連絡先を共有する。氏名 ○○ ○○ TEL ○○—○○○○

## 第18 避難経路図

※記入するか、平面図に避難経路を示した図面等を添付してください。

別表 1

自主検査表（日常） 月

検査実施者

日	曜日	検査項目							
		避難通路等の物品の有無・防火戸開閉状態	吸い殻の処理	火気の確認	ガス器具のホースの劣化・損傷	倉庫等の施錠確認	火気使用設備器具の異常の有無	電気器具の配線の劣化・損傷	その他（共用部分の可燃物等の確認）
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									

（備考）検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告してください。

防火管理者 確認	
-------------	--



別表 2

自主検査表（定期）

実施項目		確認箇所	確認結果
建築物構造	(1) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(2) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体の外れのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。	
	(4) 外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
避難施設	(1) 避難通路	① 避難通路の幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	(2) 階段	階段室に物品が置かれていないか。	
	(3) 避難階の避難口	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火気使用設備器具	(1) 厨房設備	① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) ガスストーブ・石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。	
電気設備	電気器具	① コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ② タコ足の接続を行っていないか。 ③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
その他	危険物	① 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ② 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ③ 整理清掃状況は適正か。	
(備考) 消防用設備等の自主検査（定期）については、次頁を参照し、設置している設備について実施してください。			

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 ( 年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) ( 年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はなく、扉は確実に開閉できるか。 (2) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 ( 年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか(例 物品の集積など)。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 ( 年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか(例 物品の集積など)。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式) ( 年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げる物がないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 ( 年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか(手動式起動装置)。 (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 ( 年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 ( 年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 ( 年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 ( 年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 ( 年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
非常ベル ( 年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 ( 年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 放送設備により、放送ができるかどうか。	
避難器具 ( 年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 ( 年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 ( 年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 ( 年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 ( 年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 ( 年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名		防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(凡例) ○：良 ×：不備あり △：即時改修

別表 3

## 防火管理業務の一部委託状況表

(令和〇年〇月〇日現在)

防火対象物名称	株式会社〇〇ビル		再委託者の有無	
管理権原者氏名	代表取締役〇〇 〇〇		<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 一部あり <input type="checkbox"/> 全部	
防火管理者氏名	総務部長 〇〇 〇〇			
受託者の氏名及び住所等				
〔法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地〕			受託者が再委託する場合は記入	
氏名(名称)	〇〇〇〇管理株式会社		〇〇〇〇警備株式会社	
住所(所在地)	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
電話番号	TEL〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇		TEL〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇	
担当事務所(所在地)	〇〇営業所		〇〇支社	
	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	TEL〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇		TEL〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇	
電話番号	総務部長 〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	
〔教育担当者職・氏名〕	自衛消防業務講習 No.〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇	
	〇月と〇月に実施する。		〇月と〇月に実施する。	
〔講習等種別・修了番号〕				
〔教育計画〕				
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input checked="" type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他 (定期的な巡回 )	<input type="checkbox"/> 同左 <input checked="" type="checkbox"/> 同左 <input checked="" type="checkbox"/> 同左 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	地下1階監視室 常時1人 全域 8時30分から17時30分まで
		巡回方式	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
		方法	現場確認要員の待機場所 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□にレ印を付すこと。

## 〔消防計画について〕

消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

## 〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。  
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。  
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

## 〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気使用設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

## 〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

## 〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

## 〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

## 〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

## 〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡  
119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。  
防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。
- 2 消火活動  
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導  
避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。

## 〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。  
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。  
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。

## 〔その他〕

- (1) 厨房の天蓋やダクトに油かすがたまることのないように、グリスフィルター等は定期的に清掃してください。
- (2) 飲酒をしている来店者が多いので、喫煙管理を徹底してください。
- (3) 酩酊者を優先して避難誘導してください。

